

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会 保有株式取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「この法人」という。）定款第64条の定めに基づき、この法人の保有する株式（以下「保有株式」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の対象とする保有株式は、以下のとおりとする。

(1) 株式会社横浜スタジアム株式 5000株

(保有の目的)

第3条 前条の株式を保有する目的は、運用収益をもって管理費の財源を確保することとする。

(管理)

第4条 保有株式は、金融機関の貸金庫への預入れの方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 保有株式の運用から生じる収益(以下「運用収益」という。)は、この法人の管理費の財源に充てる。

(処分)

第6条 前条の定めにかかわらず、この法人の事業又は管理の必要上、やむを得ない事情がある場合は、理事会の決議により保有株式を売却することができる。

(議決権行使)

第7条 保有株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、保有株式の管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（平成25年5月18日平成25年度第1回理事会決議）

この規程は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の設立の登記の日（平成26年2月3日）より施行する。